参　与　　委員の皆様、おはようございます。
本日は、会長が招集いたします最初の総会ですので、農業委員及び農地利用最適化推進委員全員の出席を求めたところでございます。案件終了後、事務局から連絡事項やお願い等がございますので、よろしくお願いいたします。
会議に入る前に、皆さんのお手元の資料等を確認させていただきたいと思います。すみませんが、ちょっと見ていただきたいと思います。
初めに、第２回大仙市農業委員会総会の次第がございます。それから平成２９年８月総会前の業務報告書、その次に議案説明順序、それから期間入札の公告の写しでございます。それから農業委員会の会則、それから農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想つづられております。それから大仙市農業委員の名簿、それから農地利用最適化推進委員の名簿、その次に農用地利用配分計画の認可についてということで、秋田県知事の写しでございます。それから大仙市農業委員会の慶弔金及び災害見舞金に関する内規、そのほかに新聞購読の依頼文書とパンフ、それからお名前書いてある封筒もあると思います。それからあと農業新聞の購読に関しまして依頼する関係で、布のかばんあると思いますので、ご確認いただければありがたいと思います。

参　与　　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第２回農業委員会総会を開催いたします。

（午前１０時００分　開会）

参　与　　初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

（会長挨拶）

参　与　　会議に先立ち、出席委員をご報告させていただきます。
農業委員の欠席の届け出が２２番、長澤信徳委員から出されておりますので、ただいまの出席者は２３名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
また、先ほど申しましたように、本日は会長招集による初めての総会ですので、農地利用最適化推進委員３２名からのご出席をいただいております。また欠席している委員の報告はいたしませんので、ご了承願いたいと思います。
それでは、私から、７月７日総会から本日までの業務報告を申し上げたいと思います。
お手元に配付しております平成２９年８月総会までの業務報告書をごらんいただきたいと思います。
７月７日には、第８回農業委員会総会を委員４２名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにて開催しております。同日総会終了後、神岡支所の２階情報活動室において、農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会を実施しております。
７月１８日には、秋田県農業会議の第７回臨時会、第１６回常設審議委員会が秋田市の秋田パークホテルにて開催され、それぞれ会長、事務局が出席しております。
７月２５日には、平成２９年度第２回役員会を会長ほか６名の役員の出席をいただき、神岡支所２階情報活動室において開催しております。
７月３１日には、市長招集の第１回農業委員会総会を議員２４名の出席をいただき、仙北ふれあい文化センターにおいて実施し、会長、会長職務代理者の選出及び各専門委員会の委員の担当を配置し、役員を決定しております。また農地利用最適化推進委員の委嘱決議と推進委員３８名の出席をいただき、委嘱状の交付を行っております。同日総会終了後、新役員による役員会を実施しております。
８月７日には、秋田市の秋田テルサにおいて新任農業委員及び新任農地利用最適化

推進委員の研修が行われ、農業委員３名、推進委員２０名の参加をいただいております。
以上、主な業務報告でございます。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、３番、茂木靖雄委員、４番、伊藤隆康委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成２９年８月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について説明いたします。
１ページ、１番です。
使用貸借の更新です。
農地の所在は、大仙市神宮寺○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○外、田８筆、畑１筆、計１０筆、面積○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、８１歳。借受人は、同住所の○○○○○○○、６０歳です。
申請理由は、経営移譲年金受給のための更新で、設定期間は１０年となっております。

続きまして、２番をごらんください。すみません、続きまして２ページをごらんください。
２番、３番、関連しますので一括で説明いたします。
２番の農地の所在が、大仙市大沢郷寺○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○外、田３筆、計○○○○○○○○○○○。
譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、７９歳。譲受人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、５１歳です。
３番の農地の所在は、大仙市北野目○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○外、田３筆、計○○○○○○○○○○○○です。
譲渡人は、２番の○○○○○○で、譲受人は２番の○○○○○○○と○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
２番、３番とも贈与による所有権移転です。
申請理由は、２番、３番農地はそれぞれ○○○○、○○○○の圃場整備区域となっていますが、圃場整備後の利便性を考慮し、それぞれ贈与を行うものです。
なお、本来であれば○○○○○○と○○○○○○の農地の交換という形で所有権移転を行うところですが、○○○○○○は経営移譲を行っている関係で、○○○○○○○○○○が譲受人になるものです。

続きまして、３ページから５ページ、４番をごらんください。
使用貸借の更新です。
農地の所在が、協和上淀川○○○○○○○○、地目は畑、面積が○○○○○○○○○○外、畑６筆、田２４筆、計３０筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、７３歳。借受人は、○○○○○○○○○○、４３歳です。
申請理由は、経営移譲年金受給のための更新で、設定期間は１０年となっております。

続きまして、８ページから９ページの６番をごらん願います。
使用貸借権の更新です。
貸し付けする農地は、南外○○○○○○○○、地目は畑、面積が○○○○○○○○○○○○○○○外、畑６筆、田１７筆、計２３筆、○○○○○○○○○○○○○○。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、８２歳。借受人は、○○○○○○○○○○○、４７歳です。
申請理由は、経営移譲年金受給のための更新で、設定期間は１０年です。

１０ページの７番をごらんください。
農地の所在は、大仙市板見内○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○○外、田１筆、合計面積○○○○○○です。
親子間の贈与による所有権移転です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、８１歳。譲受人は、○○○○○○○○○○○、５０歳です。
理由といたしましては、父である○○○○が自分が生きているうちに農地を譲りたいという思いから生前一括贈与を希望し、息子の○○○○○○がこれに応じたものです。

１１ページ、１０番をごらんください。
使用貸借権の更新です。
更新する農地は、大仙市太田町斉内○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○○○外、田２筆、畑１筆、合計４筆、面積○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、７４歳。借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
申請理由は、経営移譲年金受給のための更新で、設定期間は１０年となっております。

議案第１号について、今、説明いたしました７件のほかに、使用貸借権設定の更新３件がございます。
１２ページの農地法第３条の調査書をごらん願いたいと思います。
農地法第３条第２項各号の不許可要件には該当しない旨、記載したもので、結果全て、許可要件を満たしているものと考えます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」

	は、原案のとおり許可することに決定しました。
議　長	次に、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。
参　与	議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について 農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 平成２９年８月９日提出 大仙市農業委員会　会長　細谷精悦
議　長	事務局の説明を求めます。
参　与	

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請についてご説明いたします。
１３ページ、１番及び２番についてご説明いたします。
位置図及び配置図につきましては、資料の１ページから３ページをごらんください。
初めに１番ですが、転用する農地が、花館○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○外３筆、計４筆の○○○○○○○○○○○○○○○○です。
賃貸借権を設定し、クリニックを建築するものでございます。
貸付人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。借受人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
転用理由といたしましては、借受人の○○○○は現在大曲厚生医療センターの小児科の科長として勤務しておりますが、独立して開業するために小児科クリリックを建築するものでございます。
設定期間が３０年、賃借料は年額○○○○○○○○となっております。

続きまして、２番でございます。
案件１番の隣地となっております。転用する農地が、花館○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○外２筆、計３筆の○○○○○○○○○○です。
こちらも賃貸借権の設定で、貸付人が案件１番と同じく○○○○○○です。借受人が、○○です。
転用理由は、案件１番のクリニックに付随する薬局となっておりまして、業務拡大のため新設するものでございます。
設定期間が３０年、賃借料は年額○○○○となっております。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、案件１番、２番ともに都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められている第３種農地に区分されます。農地法第５条第２項第１号の（１）において、第３種農地は許可することができるため、立地基準における許可要件を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、両案件ともに添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第３号及び第４号に規定する許可要件を満たしているものと判断しております。

次に、１４ページ、３番を説明します。
資料は４ページ、５ページとなります。
農地の所在が、豊川○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○です。
使用貸借による転用で、貸付人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○さん。借受人は、○○○○○○○○○○○○です。○○○○○○○○○○○○になります。
理由については、○○○○は繁殖牛の飼養しておりますが、増頭に伴い既存の飼料倉庫が手狭であることから、申請地に飼料倉庫を建築するものであります。設定期間は２０年となっております。
許可基準における立地基準については、申請地は農用地区域内の農地でありますが、農業振興地域整備計画において農業用施設用地として利用するための用途部分変更の決定を受けていることから、

農地法第５条第２項ただし書きに該当し許可できるものと判断しました。
　また、一般基準についても、添付書類等を勘案した結果、許可基準を満たしているものと判断しました。

　続きまして、１４ページ、４番をごらんください。
　資料につきましては、６ページと７ページをごらんください。
　転用する農地は、南外○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○○○○○○、１筆で、一般住宅建築のための転用です。
　貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。借受人は、○○○○○○○○○○○です。
　転用理由といたしまして、借受人は現在、父親所有の住宅に両親、妻、子供２人の６人で住んでおりますが、老朽化が進み、また子供の成長に伴い手狭となったため、父所有の申請地を無償で借り受け、現住宅敷地とあわせて新たに住宅を建築するものです。
　転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に区分されますが、農地法施行規則第３３条第４項により、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、立地基準における許可基準を満たしているものと判断いたしました。
　また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第３号及び第４号の不許可要件に該当せず、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
　なお、本案件は平成２９年２月４日開催の農業委員会総会において農振除外案件としてご承認いただいたものです。

議　長　　事務局から説明が終わりました。
　これより、現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
　案件１番並びに２番についてお願いします。

三浦委員　　１６番の三浦功です。
　先日、担当の職員の方と現地確認に行ってまいりました。
　資料の１ページを見ていただければわかると思いますけれども、申請地は大曲駅東口のすぐ真ん前にありまして、先ほど事務局の説明どおり、何ら問題ないことを確認してまいりました。
　以上です。

議　長　　ありがとうございます。
　案件３番についてお願いします。

田村委員　　１５番、田村です。
　先日、事務局と最適化推進委員の鈴木清敏さんと３名で現地確認をしてまいりました。この土地は○○○○○が新規就農者として牛舎と、それから堆肥舎をそのように建設しております。その残地です。今回飼料の倉庫を建てたという方針でございました。用途変更による転用ですので何ら問題ないというふうに思っております。
　どうかご審議いただきますようお願いいたします。

議　長　　ありがとうございます。
　案件４番についてお願いします。

伊藤委員　　１０番、伊藤です。
　先日、事務局と一緒に現地調査してまいりました。事務局の説明のとおりでありました。どうかよろしくお願いします

議　長　　ありがとうございます。

参　与　　農業委員及び推進委員の皆様、現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参　与　　議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
平成２９年８月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。
１５ページ、１番についてご説明いたします。
所有権を移転する農用地が、東川○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○、１筆でございます。
所有権を移転する者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。所有権の移転を受ける者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、認定農業者でございます。
申請理由でございますが、この農地は○○○○が相続により取得したものでございますが、自分では農作業ができないため、親戚の方へ農作業を委託していたものでございます。○○○○は今後も農業をする意思がないため、農地を処分して農業廃止を行うため、近隣を耕作する○○○○へ売買の相談をしたところ、○○○○が買い受けに応じたものでございます。
売買価格は総額で○○○○○、１０アール当たりに割り返しますと○○○○○○○○○となっております。

続きまして、２番をごらんください。
所有権を移転する農地は、大仙市高梨○○○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○、田１筆です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、６６歳。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、５５歳、認定農業者の方です。

売買価格は総額○○○○で、１０アール当たり単価は○○○○○○○○○○となります。
理由といたしましては、申請地は借受人の自宅隣接地で管理も容易であることから、○○○○○○から売買のお願いをしたところ、○○○○○○がこれに応じたものであります。

続きまして、１８ページ、１０番をごらんください。
利用権設定の更新で、利用権を設定する農用地は、大仙市強首○○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○○○、１筆です。
利用権を設定するのは、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、７２歳。利用権の設定を受けるのは、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、６４歳、認定農業者です。
期間満了による利用権設定の更新で、賃借料は総額○○○、期間は３年となっております。

次に、１９ページ、１２番と２０ページ、１３番を関連がありますので一括して説明いたします。
１２番の利用権を設定する農地が、長戸呂○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○外３筆、合計○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
次に、１３番の利用権を設定する農地が、四ツ屋○○○○○○○○○、現況、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○外９筆、合計○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、前件と同じく○○○○○○○○○○○です。未相続農地のため共有扱いとなっております。
以上の農地の利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
いずれも期間満了に伴う更新であり、設定期間を５年、１０アール当たり賃借料は○○○○○○○○となっております。

続きまして、２２ページ、１５番をごらんください。
新規の利用権設定です。
利用権を設定する農地は、協和船岡○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○○外６筆、計田７筆、面積○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、７６歳。利用権の設定を受ける方が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、６４歳、認定農業者です。
申請理由といたしまして、本案件の農地はこれまで作業所委託により耕作されておりしたが、このたび正規に契約するためです。設定期間は５年、１０アール当たりの賃借料は○○○○○○○○○です。

続きまして、２２ページ、１６番をごらん願います。
利用権の更新です。
農地の所在は、南外○○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○○外、田１筆、合計２筆の○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、５５歳です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、６７歳、認定農業者です。
申請理由は、期間満了に伴う更新で、設定期間は他の賃貸借契約と終期を合わせるため５年９カ月となっております。賃借料は１０アール当たり○○○です。

２４ページ、２１番をごらんください。
利用権の更新です。
賃借権を設定する農地は、大仙市太田町斉内○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○○です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、６２歳です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、６２歳、認定農業者です。
申し出理由は、期間満了による更新です。設定期間は他の契約と終期を合わせるため９年となっております。１０アール当たり賃借料○○○○○○○○○です。

続きまして、２６ページから２９ページ、２３番から２５番までを説明いたします。
農地中間管理機構を活用する利用権の設定でございます。
案件が多数の場合は、総括的な説明とさせていただきますが、今回は案件が少ないので３件説明させていただきます。
２３番、利用権を設置する農地は、神宮寺○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○１筆です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
○○○○○は、さきに農地中間管理機構に農地を貸し出しておりましたが、この１つだけ漏れていたことから、改めて中間管理機構に貸し出すもので、終期をさきの契約に合わせるため期間が９年５カ月となっております。１０アール当たり賃借料は○○○○○○です。

２４番です。
利用権を設定する農地は、大沢郷寺○○○○○○○○○、現況、地目が畑、面積○○○○○○○○○○○○外、畑４筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
申請理由は、離農するために残っていたこの畑の農地を貸し出すものであり、１０アールの賃借料は畑であることから○○○○○○となっております。

２７ページです。２５番。
利用権を設定する農地は、協和峰吉川○○○○○○○○○○、地目は畑、面積○○○○○○○○○○外、田１６筆、畑１１筆、計２８筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
申請理由は、新たに設置する農地に集約するため中間管理機構を通して貸し出すもので、１０アール当たり賃借料は○○○となっております。
２４番、２５番の設定期間は１０年２カ月となっております。こちらは農地中間管理機構から借受予定者に利用権設定する場合、秋田県の農用地利用配分計画の公告行為により貸し出しされるため、公告日までのタイムラグがあるため、この期間となっております。

議案第３号について、今、説明しました１１件のほかに、賃貸借権設定の新規１件、賃貸借権設定の更新１３件がございます。
今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明２案件ですが、１０アール当たり田が○○○○○○○○○○と○○○○○○○○○○であります。これは圃場の条件、契約者双方の意向及び実状を踏まえた妥当な契約金額と推察しており、担当農業委員、会長においてもご確認いただいたものであります。
次に、賃貸借権設定の１０アール当たりの賃借料の内容ですが、説明案件をもとに田の場合、１０アール当たり○○○○○○から○○○○○○○○と幅がございます。また畑は説明案件以外１件であり○○○○○○となっております。これらも地域の圃場の条件や契約者双方の意向を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。
いずれも、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　議案第４号　「農地法第３条目的の買受適格証明願いについて」を議題とします。

参　与　　議案第４号　農地法第３条目的の買受適格証明願いについて
農地法第３条目的の買受適格証明願いが、下記農地についてあったので審議を求める。
平成２９年８月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

参　与　　買受適格証明願いにつきましては、今回、適格者として認められる方が落札し、農地法第３条の許可申請をする際、次回の総会に諮ることなく許可をして差し支えない旨もあわせてご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

３０ページをごらんください。
本案件につきましては、改選後初めの買受適格証明願いということでありますので、今後の議案の審議方法につきまして委員の皆様にご了承を願いたいと思い、説明させていただきます。引き続き農業委員となられた方については、以前に説明しておりますが、おつき合い願いたいと思います。
農地が競売に付され所有権が移転する場合においても、農地法第３条の許可が必要になります。すなわち農地等の競売で最高価格買受人が決まっても、その者が農地法の規定による許可を受けられる者でなければ、所有権を取得することはできません。もし農地を取得できない者が買受人になった場合、もう一度競売をやり直ししなければならなくなり、裁判所のみならず債権者、買受人にとっても時間的、経済的に無駄になります。
このような不都合を未然に防止し、競売の進行を円滑にするため、農地等の競売に参加できる者は農地法第３条の許可基準を満たしている者、すなわち買受適格証明書を有している者に限定するという取り扱いがなされております。
今回のように、農地の競売に参加したい者から買受適格証明願いが提出された場合、農業委員会におきましては農地法第３条の許可基準を満たしている者かどうかを審査いたします。満たしていると認められた場合には、総会において委員の皆様から次の２点を議決していただくことになります。
１点目は、買受適格を有すること、すなわち競売に参加できるということを証明すること。２点目は、先ほど局長もお話ししましたが、申請者が買受人となり農地法第３条の所有権移転の許可状の交付申請をした場合、一定の条件のもと、次の総会に諮ることなく速やかに許可状を発行してもよいということです。
一定要件とは、申請時と交付時の事情が同じであると会長が認めたときであります。この２点目につきましては、今回申請した適格証明願いの審査条件と３条の申請書の審査条件が同じであり、また添付書類も同じであることから、買受人の二度手間にならないよう１度の審議で決定をしたものであります。
なお、落札者につきましては、次回の総会で報告させていただくことになります。
それでは、改めて３０ページをごらん願います。
今回証明願いを申請した案件は、配付しております別紙、平成２９年７月２６日付秋田地方裁判所大曲支部不動産執行係から報告されました平成２９年（ケ）第３号です。
農地の所在は、大仙市内大友○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○○○○、１筆です。
所有者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。申請者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。

申請理由といたしまして、○○○○○○は○○○○○○○○と親戚であり、また当該地が自分の耕作地の隣接であることから取得したいということで申請したものでございます。

３０ページの下段に農地法第３条調査書を載せております。
当案件は、農地法第３条第２項各号に該当しない旨、記載してございますので、ご確認願いたいと思います。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第４号の「農地法第３条目的の買受適格証明願いについて」は、申請者を適格者であると認め、あわせてこの方が落札して当委員会で農地法第３条許可申請された際、証明書交付時と事情が異なると認められないときは、次の総会に諮ることなく直ちに農地法第３条許可をすることに賛成の方の挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第４号の「農地法第３条目的の買受適格証明願いについて」は、原案のとおり交付することに決定しました。

議　長　次に、報告第１号の「専決処分報告について」を事務局より報告願います。

参　与　報告第１号　専決処分報告について
大仙市農業委員会規則第１０条第１項及び大仙市農業委員会会長専決規程第２条の規定により専決処分したので、大仙市農業委員会会則第１０条第２項の規定により報告し、承認を求める。
平成２９年８月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

参　与

専決第３号　専決処分書と書かれました別紙をご参照願います。
専決第３号　大仙市農業委員会規則第１０条第１項及び大仙市農業委員会会長専決規程第２条の規定に基づき、次のように専決処分する。
ページを２ページ、３ページ目、ごらんください。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更についてでございます。これは国の農業競争力強化プログラム実施による国庫補助事業名の改正に伴い、青年就農給付金が農業次世代人材投資資金に名称変更されたため、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の記載内容を見直しするものでございます。平成２９年７月１２日、大仙市長から農業委員会会長に変更の諮問があったものでございます。
本日配付しております大仙市農業委員会規則と大仙市農業委員会会長専決規程をごらんください。
大仙市農業委員会規則第１０条第１項におきまして、委員会の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものまたは緊急を要するもの、もしくは軽易な事項については会長において専決処分することができるとあります。
また、大仙市農業委員会会長専決規程第２条第１項第３号に、専決できる事項といたしまして、総会の議決を要しない軽易な事項について委員会の意見を代表することとあります。今回の案件につきましては、名称の変更という軽易な案件であることから、８月１日付で会長の専決処分としたものでございます。

なお、大仙市農業委員会規則第１０条第２項前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次期の総会に報告しなければならないという規定に基づきまして、本総会で報告させていただくものであります。

なお、皆様には参考といたしまして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を配付してございますので、後ほどご覧になってください。

議　長　　事務局から説明が終わりました。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑なしと認め、専決処分報告については承認することに決定しました。

議　長　　次に、報告第２号の「農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について」を事務局より報告願います。

参　与　　報告第２号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
平成２９年８月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

参　与

３２ページをごらんください。

事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げさせていただきます。

１番、大仙市鑓見内字野中７８番地１、農事組合法人アグリサービス中仙、代表理事、小松裕一。

２番、大仙市払田字下払田１２７番地１、株式会社食農、代表取締役、土井文智。

３番、大仙市高梨字八嶋２６１番地４、農事組合法人北川目ファーム、代表理事、藤原稔。

以上、３法人から報告がありました。詳細につきましては、３２ページ以降を後ほどごらん願います。

結果、３法人とも、農地所有適格法人の要件を満たしていると判断しております。

議　長　　以上、報告といたします。

議　長　　これで、本日の日程は全て終了しました。
このほか、事務局から何かありませんか。

参　与　　皆様、本日お配りしております写しと書かれております農用地利用配分計画の認可についてでございます。こちらにつきましては、６月総会に上げられました中間管理機構の貸し付けの報告でございます。後ほどごらんになっていただければと思います。

参　与　　次に、私のほうから説明させていただきます。
農業委員の皆様と、それから推進委員の活動についてをお話しさせていただきます。ちょっと時間かかりますので、おつき合いのほどよろしくお願いします。
初めに、総会の出席についてでございます。
農業委員会の総会での議決権は農業委員の皆様にあることから、最適化推進委員の皆様には基本的に出席を求めないことにいたします。ただし農業経営基盤強化促進法による所有権移転の案件がある場合、後から説明いたします農用地利用調整会議を開催いたしますので、担当地区の推進委員は出席していただきたいと考えてございます。
また、農業委員会全体にかかわる案件や重要な案件がある場合についても、こちら

のほうから出席要請の通知を差し上げますので出席願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、推進委員がみずから総会において発言、それから提言等なされたい場合は、議案書到達後、速やかに農業委員会事務局に連絡していただければ対応したいと考えておりますので、推進委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

次に、専門委員会の構成についてですが、現在、農地、農政、広報の３専門委員会がございますが、その専門委員会の構成員は農業委員が構成員とすることとしております。

なお、現在の専門委員会設置規程を考慮しますと、設置規程の見直しを行わなければならないので、本日、訂正等の作業をし、皆様にお示ししたいと考えております。

それから、次に３条の現地調査及び４条、５条の現地調査並びに補足説明についてです。

農地法３条は、今までどおり農業委員から行っていただきたいと考えております。また４条及び５条の転用の現地調査と補足説明も農業委員の皆様から行っていただきたいと思っております。

ただし、４条、５条は議決権の関係から農業委員が行いますが、現地調査については双方の委員の活動範囲の観点から、できる限り担当推進委員も同行し確認していただきたいと考えております。これは農業委員及び最適化推進委員の主たる使命が担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消及び農地、農業への新規参入への推進等、農地利用の最適化でありますので、４条、５条の転用についてはどちらにも当てはまることから、お願いするものであります。

なお、確認書の署名等につきましては、農業委員が行っていただければと思っております。

次に、農業経営基盤強化法に沿った利用調整会議の出席についてでございます。

先ほど述べましたように、農業経営基盤強化促進法による所有権移転の案件がある場合、農用地利用調整会議というものを行っております。この会議には担当地区の推進委員から出席していただき補足説明をお願いしたいと考えております。またこれに伴う確認書の署名等は最適化推進委員にお願いしたいと思っております。

強化法による所有権移転案件が申請された場合、事務局からご連絡いたしたいと考えておりますので、推進委員の皆様には対応方よろしくお願いしたいと思います。

また、利用調整会議に出席された担当推進委員につきましては、総会にも出席していただくようお願いいたします。

また、議決権の関係で案件について農業委員の方々が全く事実を把握できないと議事に支障を来す場合がございますので、推進委員の方々は農業委員さんと密接に連絡をとり合うようにしていただきたいと思っております。

農業委員の担当区域は、名簿とともに別紙でお示ししてございます。ただし案件ごとに状況も異なると考えられますので、連絡等についてはこれを基本にして臨機応変に対応していただければありがたいと思っております。

次に、農地パトロールの参集についてですが、農地パトロールは農業委員と最適化推進委員どちらも参加し確認していただきたいと思っております。

なお、実施に当たっては全体での実施は無理でありますので、現行どおり各地域で実施していただくようお願いいたします。時期については、昨年は８月までとしておりましたが、本年度は８月、９月中に実施していただきたいと考えておりますので、各地域の皆様、それから事務局の皆様にはよろしくお願いします。

次に、農業委員の担当区域についてでございます。新しい農業委員会制度における農業委員は、大仙市としての委員であり、担当地域は決まっていないことになっております。しかしながら各地域に農業委員がいないことがないよう、内規において各地域の委員数の目安と、各地域間で隔たりがないような委員配分をした経緯がございます。これに対し、農地等の利用最適化の推進のために、現場活動に重きを置く推進委員の方々については担当地区が決まってございます。

これらの状況から、最適化推進委員の地区を基本に農業委員の地区割りをしたほうが、業務をよりスムーズに遂行できると考えております。先ほど申しましたように、皆様のお手元に別紙により委員の名簿とともに地区割り等を添付しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

いずれにしましても、全ての業務において農業委員、それから最適化推進委員及び事務局職員の綿密な連絡、報告、情報等を交換するようお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

次に、大仙市農業委員会委員の慶弔金及び災害見舞金に関する内規の取り扱いについてでございます。

この点につきましては、推進委員の皆様にお諮りしたいと考えております。お手元に現在の内規をお配りしておりますが、これはあくまで農業委員に関しての内規であり、今後推進委員を構成員とするのかということを７月３１日の総会の役員会で協議いたしました。結果、大仙市の農業委員会の委員として活動するわけですので、最適化推進委員の方々も構成員としたほうがよいのではないかという、これは役員会の意見でございました。

なお、慶弔金の金額及び災害見舞金の金額については現行どおりということも協議しております。

そこでお願いですけれども、会長から最適化推進委員の皆様にお諮り願えますか。構成員になるということを承諾していただくということでよろしくお願いします。

議　長　今、事務局長がお話しされたとおり、災害見舞金等の慶弔金を農地利用最適化推進委員の皆様にお諮りいたしますが、慶弔金及び災害見舞金に関する内規の取り扱いについて説明がありましたが、推進委員の方々も構成員にしてよろしいですか。

佐藤昇推進委員　ただいま、慶弔費というか何かで、どういう名目で、どういう名前であげるのですか。ただいまの慶弔費・災害見舞金など何でもいいんですけれども、それ、どういう名称であげるのですか。

参　与　ただいまの質問につきましては、内規を見ていただきたいと思います。慶弔金の部分について死亡それから病気見舞金ということで上げさせていただいておりますので、今までどおり皆様からお金を徴収しまして、その対象になる方々へ見舞金、または慶弔金という形で差し上げたいと考えております。

それから、別表２ですけれども、災害見舞金につきましても、ここに書かれてあるところに該当いたしますと、またこれについて徴収いたしまして、対象者に差し上げることとなります。

佐藤昇推進委員　名称を何として出すのか。

どういう名前であげるのですか。

参　与　それにつきましては、大仙市農業委員会一同及び大仙市農地利用最適化推進委員一同ということで書いてやりたいと考えております。

議　長　よろしいですか。

それでは、推進委員の皆さんも見舞金等を徴収させていただいてよろしいですか。

（はいの声）

議　長　ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

参　与　　大変ありがとうございました。それでは、提示した内規につきましては、次回の総会までに整備し配付したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

また、ただいまお話しさせていただいた件につきましては、後日ペーパーにして委員の皆様に配付する予定ですので、今後の活動につきましてよろしくご理解のほどお願いいたします。

それから、私から最後になりますが、皆様のお手元に封筒に名前の記載している配付物がございます。それについて申し上げます。

新しく農業委員及び最適化推進委員になられた方には、委員バッジ、委員手帳、業務必携、活動記録セット、帽子をお配りしております。

また、引き続き農業委員になられた方には、業務提携と前にお渡ししております農業委員手帳の中にある身分証明書の差しかえ分を配付してございます。さらに農業委員から最適化推進委員になられた方には、委員バッジ、業務必携と前にお渡ししております農業委員手帳の中にある身分証明書の差しかえ分をお配りしておりますので、ご確認願います。

なお、新しく委員になられた方には腕章もございますが、注文していたんですが、まだ県のほうから届いておりませんので、後日配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

参　与　　総会冒頭の会長の挨拶にもありましたけれども、皆様のお手元に全国農業新聞の購読と普及拡大についてというお願いの文書と水色の購読申し込み用紙、これですね、それとキャンバス布製の手さげ袋に入った普及推進グッズをお配りしております。

既に購読されている方もたくさんいらっしゃいますけれども、この全国農業新聞ですけれども、農業委員会組織で月に４回、毎週金曜日に発行している週刊の農業専門誌で、購読料は月４００円とお安くなっております。よく似た名前の新聞に農協組織で発行している日刊の日本農業新聞がありますが、月７００円でございます。日刊のよく似た名前の新聞に、農協組織のほうで発行している日刊の日本農業新聞がありますが、それとは違います。

この全国農業新聞は、農業委員会が担っている農地、人、対策等の情報誌として極めて有効なメディアとなっています。つきましては、未購読の方は各地域の農業委員会分室または事務局に、お盆明けの８月１８日金曜日までに購読申込書を提出してくださるようお願いいたします。１８日までお申し込みいただければ９月からの購読開始に間に会いますので、よろしくお願いいたします。

また、既に購読されている方は、周囲の方々、関係団体等へも普及拡大への働きかけをよろしくお願いいたします。

次に、８月２８日月曜日、県南地区農業委員会研修会についてですが、皆様のお手元に平成２９年度農業委員会研修会の開催についてという案内の文書もお配りしています。秋田県農業会議が県内を３地区に分けて毎年夏に開催する研修会です。市のバス３台に乗って県南会場の横手セントラルホテルまで行きますので、８月１８日金曜日のお昼までに、各分室または事務局に出欠と参加の際の乗車地をご連絡願います。

それからもう１件ですけれども、１１月２日、秋田県農業委員大会についてでございます。今後の予定で文書はお配りしておりませんけれども、毎年秋の秋田県種苗交換会の期間中に秋田県農業委員大会が開催されます。ことしの大会は１１月２日木曜日に由利本荘市の文化交流館カダーレを会場に開催されますので、お含みおきください。

大仙市農業委員会からは、市のバス２台に分乗して参加します。秋田県農業会議から開催通知が届きましたら、改めてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

参　与　　関連しまして、ただいま佐々木参事のほうから説明がありました１１月２日の件で

すが、当初７月３１日の市長招集の第１回目の総会を市長を交えまして議会議員の皆様、それから当局と懇談会を予定しておりましたが中止になりました。そこで１１月２日について農業委員大会終了後に、この前中止になりましたその件で開催したいと考えております。

市長につきましては、役員の皆様もその点で役員会に諮っておりまして了解を得ております。市長のほうにも日程をとっていただいておりますので、１１月２日農業大会終了後、この前と同じ時間、５時半から予定としてはエンパイヤホテルを予定しておりますので、それについても委員の皆様のご参加をお願いするものであります。

以上でございます。

議　長　　皆さんのほうから何かありませんか。

（なしの声）

議　長　　ないようですので、以上をもちまして第２回大仙市農業委員総会を閉会します。

本日はご苦労さんでした。

（午前１１時２３分　閉会）